

中野区

違反広告物除却協力団体の手引き



1 違反広告物除却協力団体とは

中野区では、区民と区が一体となって、まちの良好な景観の形成、風致の維持を図り、もって良好な生活環境の向上に資することを目的として、違反広告物除却協力団体（以下「協力団体」という。）制度を実施しています。協力団体とは、違反広告物の除却について、区長から登録を受けた団体をいいます。

「違反広告物」とは屋外広告物法（昭和24年法律第189号。）並びに東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。）及び東京都屋外広告物条例施行規則（昭和32年東京都条例規則第123号。）の規定に違反して路上等に表示し、又は掲出されたはり紙、はり札及び立看板等をいいます。

2 協力団体の要件等

協力団体は、次に掲げる要件に該当する者5人以上で構成する団体でボランティア保険に加入するものとします。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りではありません。

- ① 18歳以上であること。
- ② 区内在住又は在勤者等であること。
- ③ 継続的かつ積極的に違反広告物除却活動を行うことができること。
- ④ 違反広告物除却活動に熱意を持ち、ボランティア活動であることを理解していること。

3 登録団体の登録の期間等

- ① 登録決定の通知を受けた協力団体（以下「登録団体」という。）の登録の期間は、登録日からその日の属する年度末

日までとします。更新する場合には、申請書を登録の期間満了日の30日前までに区長に提出してください。

- ② 協力団体は、**無報酬のボランティア**です。

4 登録団体の取消し

区長は、登録団体が次のいずれかに該当するときは、登録決定を取り消すことができます。

- ① 協力団体の要件に該当しなくなったとき。
- ② 申請の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- ③ 適切な違反広告物の除却活動を行っていないと認めるとき。
- ④ 登録団体から辞退の届出があったとき。

5 協力員の知識の習得

区長は、協力団体の構成員(以下「協力員」という。)が違反広告物の除却に関する知識を習得できるように必要な講習等を行います。

6 除却活動における注意事項

- ① 登録団体の除却活動地区は、区の指定によるものとします。

(都・中野区管理の道路等のみです)

- ② 除却活動の**手続及び方法**

(ア) 除却活動は原則5名以上で行い、違反広告物除却協力員証を携帯し、腕章を着用してください。

(イ) 除却活動日の前月末日までに違反広告物除却活動月

間予定表を必ず提出してください。

- (ウ) 区は除却活動前に除却活動日及び活動地区を指定し、必要な指示を行います。
- (エ) 除却活動終了後は、違反広告物除却活動報告書を区に提出してください。
- (オ) 違反広告物及びその掲出のために使用していた針金、ビニールひも等を除却してください。

ただし、次に掲げる広告物を発見した場合は、除却を保留し、区に報告するものとします。

- ① 政党関係の広告物、非営利目的の広告物及び宗教の自由に関する広告物。
- ② 店舗等の前に掲出されている広告物。
- ③ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの。
- ④ 公職選挙法による選挙運動のためのもの。
- ⑤ 冠婚葬祭等の一時的に表示するもの。

7 除却物の取扱い

登録団体は、除却物を紙等の可燃物と針金、ビニールひも等の不燃物に分別し、処分又は区に引き渡してください。

★ 分別し、指定場所に回収をお願いします。

8 トラブルの対応

除却する際、違反広告物の掲出者等の間でトラブルが発生した場合は、**除却を中止し、速やかに区と協議し、その指示に従ってください。**

9 ボランティア保険等の加入

協力員は、必ず除却活動に係るボランティア保険等に加入してください。

この保険は、(社会福祉法人)東京都社会福祉協議会で手続きを行っています。中野区の補助金対象となります。ボランティア保険等の対象とならない交通事故等の場合は、その事故に係る車の保険で対応していただきますので、ご注意ください。

10 除却物

① 除却できるもの

【はり紙】

紙等に印字又は手書きされた広告物で、他の物件に貼り付けしたもの。

【その他】はり紙に含まれる物

厚紙等に紙などを貼り、簡易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。

※ 電柱・街路樹・交通標識等に掲出され、営利等を目的としたものに限ります。

② 除却できないもの

【はり札】 特に注意が必要です(素材が紙以外の物)

ベニヤ・プラスチック板等に紙などを貼り、若しくは差込むなど、又は直接塗装・印字をして容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものなど。

【広告旗】

広告用ののぼり旗で、容易に移動できる状態で工作物等に取り付けられているもの。(注意が必要です)

【立看板等】

木枠に紙又は布張りをし、又はベニヤ板・プラスチック板その他これらに類似する物に紙を貼り、容易に除却できる状態で立掛けられ、又は工作物等に立掛けられているもの。

【その他注意物件】

- (ア) 政治団体・宗教団体・労働団体等の非営利団体が主催、共催、後援等に関するもの。
- (イ) 自己の店舗前に掲出されている広告物等。
- (ウ) 非営利の個人の広告物(尋ね人・迷い犬猫等)。
- (エ) 行政機関等が関係する各種団体が掲出するもの。

★ 除却するとトラブルの原因等になりますので一切、手を触れないでください。



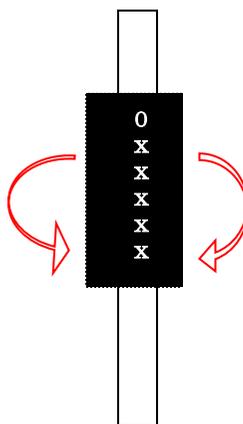
(除却物の例)

除却できるもの

・はり紙

電柱等に貼り付けられている

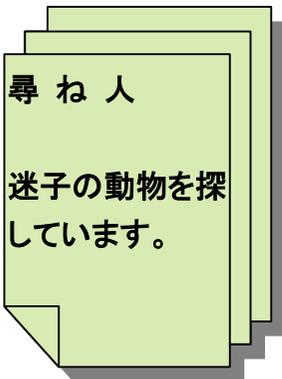
針金・ひも等で固定



除却できないもの ①

- (ア) 政治団体関係、宗教団体、労働組合等の非営利団体が主催、後援する行事宣伝物等。
- (イ) 行政機関が関係する各種団体が掲出するもの。
- (ウ) 自己の店舗前に掲出された広告物等。広告旗、立看板。
- (エ) 非営利目的の個人の広告物等(尋ね人、迷い犬・猫)
- (オ) 金属枠等で固定、移動できないもの。

・はり紙(除却できないもの)

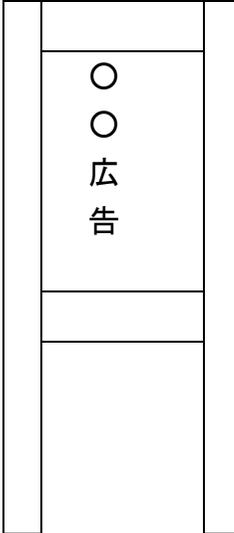


除却できないもの ②

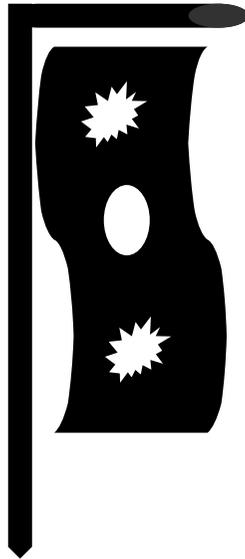
- ・はり札(素材が紙以外の物)



- ・立て看板等



- ・広告旗



【緊急時の連絡先】

警 察 署 局番なし 110番

中野警察署 代 表 5925-0110

野方警察署 代 表 3386-0110

中野区役所 代 表 3389-1111

都市基盤部 道路管理課 道路監察係

直 通 3228-5527

F A X 3228-5668